

2025年12月08日  
No.2025-051

## BIS（インド標準規格局）規制の厳格化で 「メイク・イン・インド」は加速するか？

調査部 主任研究員 熊谷 章太郎

### 《要 点》

- ◆ インド政府が、B I S（インド標準規格局）による認証制度の厳格化を進めている。同制度の本来の目的は、工業製品の品質や安全性の確保を通じた消費者保護や商取引の効率化などにあるが、政府はそれとともに輸入代替工業化を促そうとしている。
- ◆ 同規制は地場企業と海外企業に等しく適用されるが、一般に、海外のみに工場を有する企業の規制対応コストは、インド国内で生産活動を行う企業よりも大幅に高くなる。そのため、インド政府は、同規制の厳格化をきっかけに、海外企業が現地生産への切り替えを進め、製造業の発展ペースが加速することを期待している。
- ◆ もっとも、規制厳格化には負の側面もある。過度な規制厳格化は、①企業の規制対応の遅れに起因するサプライチェーンの混乱、②規制対応コストを反映した製品価格の上昇、③規制対応が困難な企業の事業縮小・撤退、などの経路からインドの製造業の発展を制約する。政府は足元でこれらの悪影響に配慮する姿勢を強めており、規制内容の見直しや導入時期の延期などの措置を相次いで発表している。今後も、様々な規制が二転三転する可能性には留意が必要である。
- ◆ インドビジネスへの関心が高まるなか、日本はB I Sの規制内容や円滑な認証取得に関する情報共有体制の拡充を通じて、規制対応力を引き上げる必要がある。また、規制内容の明確化や認証プロセスの簡素化などを様々なルートからインド側に粘り強く働きかけていくことも求められる。

**本件に関するご照会は、調査部 熊谷 章太郎宛にお願いいたします。**

**Tel : 080-4293-6132 Mail : [kumagai.shotaro@jri.co.jp](mailto:kumagai.shotaro@jri.co.jp)**

**日本総研・調査部の「経済・政策情報メールマガジン」はこちらから登録できます。**

<https://www.jri.co.jp/company/business/research/mailmagazine/form/>

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。

## 1. BIS（インド標準規格局）の規制に注目する理由

2014年以降、インドは、雇用創出や貿易赤字の削減に向けて、「メイク・イン・インド」をキャッチフレーズとする製造業振興キャンペーンを展開している<sup>1</sup>。当初、政府は、税制簡素化、各種行政手続きの一元化やデジタル化、ビジネス関連法の整備など、製造業の発展に必要な、いわゆる「地ならし」に注力した（図表1）。

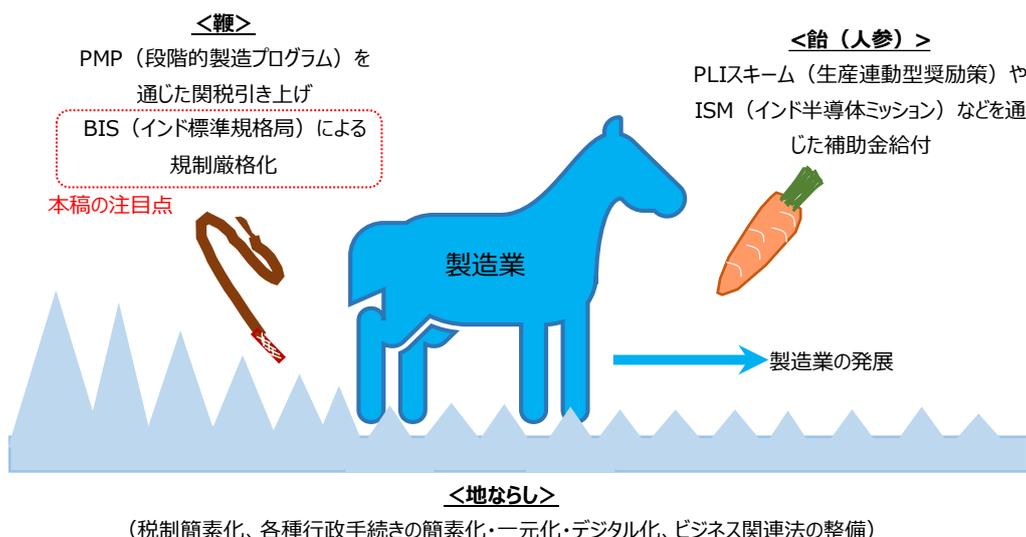
しかし、物流インフラや工業団地の整備のカギを握る土地収用法の改正や、企業の柔軟な雇用調整を可能にするための解雇規制の緩和など、賛否両論のある構造改革は難航した。さらに、大胆な制度改革やコロナ禍の発生を受けて経済・社会が一時的な混乱を繰り返したこともあり、製造業は政府が期待するペースでは拡大しなかった。こうしたなか、2020年代に入ると政府は、ビジネス環境の改善よりも、補助金給付と輸入規制という「飴と鞭」を通じた製造業の発展に注力し始めた。

「飴」の例としては、基準年からの売上高の増加額に応じて補助金を給付する「PLIスキーム（生産連動型奨励策）」や、半導体製造企業の初期投資を補助する「ISM（インド半導体ミッション）」などを挙げられる。他方、「鞭」の例としては、段階的に輸入関税を引き上げる「PMP（段階的製造プログラム）」、政府関連事業に国内で製造された太陽光発電装置を用いることを義務付ける「ALMM（生産者と型式の承認リスト）」、そして本稿が注目するBIS（インド標準規格局）による認証制度の厳格化を挙げられる。

今後、インド政府は、ビジネス環境の改善、補助金給付、輸入規制の組み合わせを通じた製造業の発展を目指すだろう。しかし、①2024年の総選挙後、下院における与党（インド人民党）の議席は単独過半数を下回っており、賛否両論のある改革が難航する可能性があること、②財政再建が喫緊の課題となるなか、補助金政策の一段の拡充は容易ではないこと、③関税の一段の引き上げは他国との関係悪化や報復措置を招くリスクを抱えていること、などを踏まえると、今後、インドはこれまで以上にBIS規制の厳格化を通じた製造業振興に注力する可能性がある。

そこで、本稿は同規制の概要を整理し、そのインド経済への影響を考察する。その中で、過度な規制厳格化には、政府の思惑に反して製造業の発展を制約するリスクがあることを指摘する。

**図表1：インド政府による製造業発展に向けたアプローチ**



(資料) 日本総合研究所作成

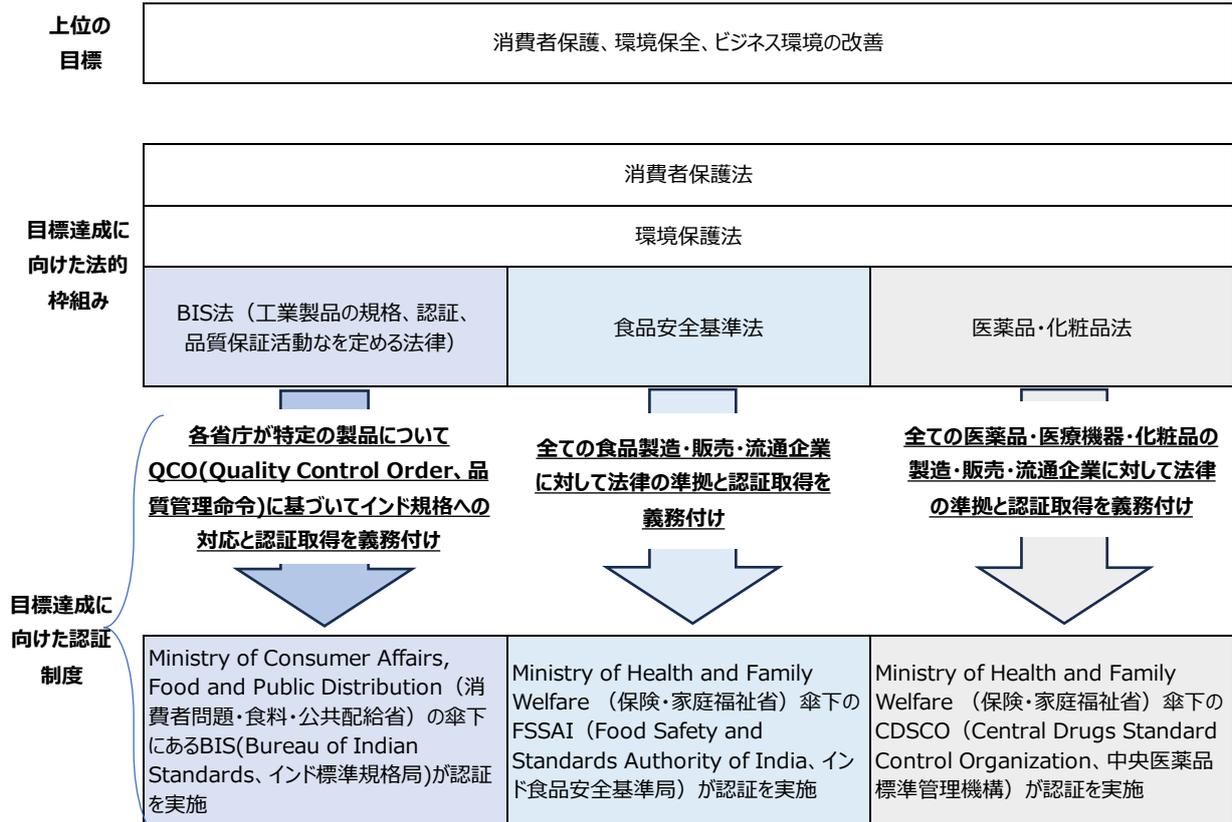
<sup>1</sup>メイク・イン・インドの概要については熊谷[2021][2024]を参照。



## 2. BIS (インド標準規格局) の認証制度の概要

インドを含め各国には、消費者保護、環境保全、公正な事業活動の確保などの目的達成に向けた様々な規制が存在し、企業はそれらを遵守しながら生産・販売活動を行う必要がある。インドで食料品・飲料関連事業を展開する企業は、FSSAI (インド食品安全基準局) が定める規則に準拠し、同局から認証を取得する必要がある (図表 2)。また、医薬品、医療機器、化粧品関連企業も、CDSCO (中央医薬品標準管理機構) から認証を取得する義務がある。同様に、工業製品の製造・販売企業が遵守する必要があるのが、本稿が注目する BIS<sup>2</sup> (インド標準規格局) の規制である。

図表 2 : インドにおける製品の品質・安全性確保に向けた認証制度の例



(資料) 日本総合研究所作成

(注) この他にも様々な法律と認証制度が存在する。

BIS と各省庁による規制の実施手順は、以下の 3 段階に分けられる。

第 1 段階は、BIS による、製品の品質や安全性の確保、互換性のある製品の取引の効率化に向けた「IS (インド標準規格)」の策定である。例えば、二輪車用ヘルメットについて、IS (規格番号 4151) は、①視界を妨げない構造になっていること、②交通事故発生時に乗用車を保護できるように帽体や衝撃吸収材が必要な強度・衝撃吸収力を有していること、③一定の荷重に耐える顎紐を備えていること、などを規定している。

第 2 段階は、各省庁による IS への適合義務化である。IS への適合は原則として任意であるが、各省庁が発行する「QCO (Quality Control Order、品質管理命令)」などで指定された製品につ

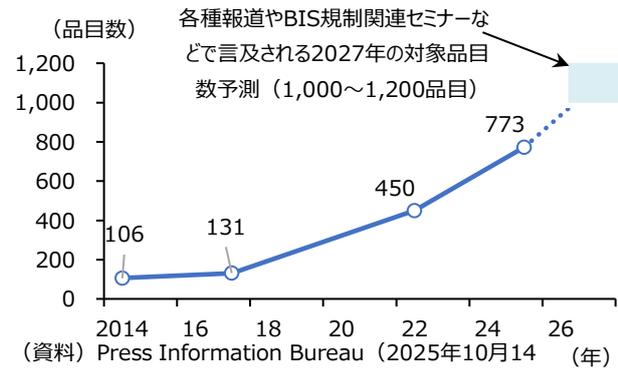
<sup>2</sup> BIS は 1947 年に設立された ISI (インド規格協会) を前身とし、1987 年に現在の名称に改正された。2016 年に BIS に関する法律が改正されたことを受けて、BIS の権限が拡大した。

いては、B I Sからの認証取得が義務付けられる。前述した二輪車用ヘルメットのケースでは、2018年にM o R T H（道路交通・高速道路省）がB I Sからの認証取得を義務付けるQ C Oを発行し、2021年に認証を受けていないヘルメットの製造、輸入、販売が全面的に禁止された。なお、一部の製品については、B I S認証を受けたことを示す「I S Iマーク」を表示する義務がある<sup>3</sup>。

認証取得の義務対象品目数は、モディ政権が発足した2014年時点では約100品目に限られていたが、現在は約800品目に達しており（図表3・4）、今後数年間で1,000～1,200

品目に増加する可能性が指摘されている。インド政府は本規制の厳格化を通じて製造業の発展ペースを加速させることを目指しており、エレクトロニクス産業を中心にP L Iスキームの適用対象業種<sup>4</sup>における規制を厳格化する公算が大きい。

図表3：BISからの認証取得が義務化された製品の品目数



(資料) Press Information Bureau (2025年10月14日)  
"World Standards Day 2025 Government Harmonizes QCO Framework to Support MSME; And Curb Substandard Goods)、各種報道を基に日本総合研究所作成

図表4：BISからの認証取得が義務となっている製品の例

認証制度の枠組み	対象品目例（一部抜粋）
<p>スキーム1 (ISIマーク認証制度)</p> <p>スキーム1の認証取得は本来任意であるが、QCO(品質管理命令)の対象になったことで義務化された製品</p>	<p>セメント、電池、哺乳瓶、油圧ストープ、自動車部品、シリンダー、バルブ、レギュレーター、医療機器、鉄鋼製品、変圧器、電動モーター、コンデンサー、化学薬品、肥料、ポリマー、繊維、キッチン家電、LPガス用家庭用給湯器、エアコンおよびその関連部品、密閉型コンプレッサー、温度センサー付き制御装置、プラグ、コンセント、交流直接接続式静的プリペイドメーター（有効電力量計）、液化石油ガス用家庭用ガスストープ、透明フロートガラス、家庭用圧力鍋、ケーブル、液化石油ガス（LPG）用ゴムホース、アルミホイール、非電気玩具、電気製品玩具、透明板ガラス、安全ガラス、織物袋、バタフライバルブ、自転車用反射板、紙、家畜飼料、自動車ホイールリム部品、履物、プレス工具・パンチ、二輪車用ヘルメット、冷蔵機器、遠心鑄造（紡糸）鉄管、フラックス入り（管状）電極、ミシン、水処理システム、ビスコース短繊維、ジオテキスタイル、保護用繊維、家庭用家具以外の布張り複合材、発火式ライター、飲料水ボトル、溶接棒、スマートメーター、家庭用耐熱フラスコ、ボトル、容器、ボルト、ナット、ファスナー、食品および飲料用の調理器具、缶、消火器、電気式シーリングファン、木質ボード、鋳鉄製品、太陽光発電用DCケーブルおよび耐火ケーブル、鉄鋼製品、アルミニウムおよびアルミニウム合金製品、独立型飲料水クーラー、医療用繊維、農業用繊維、銅製品、ドラム缶、缶詰、ドア金具、貸金庫、キャビネット、鍵、蝶番、自転車のタイヤ、実験用ガラス器具、ディーゼルエンジン、エアフィルター、ファイバーセメント系製品、水道メーター、石膏系建築材料、家庭用給湯器、十字穴付きネジ、電源装置、懐中電灯、家具</p>
<p>スキーム2 (CRS登録（Compulsory Registration Scheme、強制認証登録制度）)</p> <p>2010年代に導入されたエレクトロニクス製品を主な対象とする取得義務のある認証制度</p>	<p>テレビゲーム、ノートパソコン/タブレット、プラズマ/LCD/LEDテレビ、ディスクプレーヤー、ビデオモニター、プリンター、プロッター、スキャナー、ワイヤレスキーボード、アンプ、オーディオ機器、電源アダプター、インバータ、電子制御装置、二次電池、LEDランプ、携帯電話、POS端末、コピー機/複写機、スマートカードリーダー、虹彩スキャナー、光学式指紋スキャナー、スマートウォッチ、キーボード、電子調理器、ATM、ハードディスクドライブ、ワイヤレスヘッドホン・イヤホン、ソリッドステートストレージ、テレビ、炊飯器、ワイヤレスマイク、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ウェブカメラ（完成品）、太陽光発電装置および部品、オルトリン酸、ポリリン酸、コトロン</p>

(資料) BISウェブサイト (Products under Compulsory Certification Scheme - I (ISI Mark Scheme)/Scheme - II (Registration Scheme)) を基に日本総合研究所作成

(注) 掲載されている品目の一部を掲載。掲載順序はBISウェブサイトの表示順。各品目の中により詳細な分類と規格が存在する（例：セメント製品は用途や成分に応じて約20種類に分類され、各品目に応じたインド標準規格が存在する）。本表に記載されたものとは別の認証制度も存在する。

<sup>3</sup> B I S認証を得ていないヘルメットを製造・販売した場合は法令違反として過料に加え、製品の没収、売上高に応じた罰金、経営者の逮捕などの措置が課される可能性がある。

<sup>4</sup> P L Iスキームの対象分野には、エレクトロニクス（携帯電話、特定電子部品、ネットワーク機器、白物家電、太陽光発電装置、蓄電池、ドローン）、医療機器・医薬品原材料、自動車、特殊鋼、食品などが含まれる。

第3段階が、一連の規制の実効力を担保するためのBISによる検査・認証である。その手続きは認証スキーム毎に異なるが、多くの工業製品を対象とする「スキーム1（ISIマーク制度）」の枠組みの中で認証を得る場合は、書面審査や製品試験とともにBIS検査官による工場検査が必要になる（図表5）。他方、エレクトロニクス製品を主な対象とする「スキーム2（強制認証登録制度）」の枠組みで認証を取得する場合、工場検査は免除されるものの、その場合もBISが指定する認定試験場で製品の品質テストを受ける必要がある。BISは、認証後の製品や工場の抜き打ち検査、数年毎の認証更新のための検査などを通じて、認証制度の有効性を確保する。

**図表5：BISから認証を取得するまでの流れ**

概要		左記に関連する事項
1	事前準備	BISの強制認証の対象リスト（Compulsory Certification Products）の確認
		適用されるIS（インド規格）の特定
		BISのポータルサイトでのアカウント作成
		AIR（Authorized Indian Representative、インド国内の認定代理人）の指定 （*）現地法人を有さない海外企業がBIS認証を取得するためにはAIRの任命が必要
2	BISによる書類審査	申請書と関連書類（AIRの任命書類・身分証明書、設計図、原材料リスト、品質管理マニュアル、製造手順書などの）の提出
		BIS審査官による提出書類の確認（不備がある場合には、修正のうえ再提出）
3	工場・製品検査	BISによる工場検査（一部の枠組みについて免除）
		BISが承認する試験場にて、IS規格に適合しているかを確認 （*）寸法・重量・表示項目などの物理的な側面とともに、充電効率・動作速度・耐久性などの性能、有害物質の含有量、特定状況下の安全性などを検査
4	認証取得後の対応	BISによる抜き打ちの製品検査・工場検査への対応
		ライセンスの更新 （*）有効期限は認証スキームや製品によって異なるが通常1～2年

（資料）BISウェブサイト、JETRO[2024]、各種報道を基に日本総合研究所作成

インドと同様の製品規格と認証制度は各国に存在するが<sup>5</sup>、①認証取得が義務化されている品目数が多いこと、②輸入業者ではなく製造業者による認証取得を義務付けていること、③ISO<sup>6</sup>（国際標準化機構）が策定する「ISO規格」や、それと整合的な各国の規格認証の取得でBIS認証を代替することができないこと、などを踏まえると、インドの認証制度は諸外国よりも厳格と言える。また、BIS規制の対象分野は、政府が輸入代替工業化を進めようとしている分野に集中しており、製造業振興のための産業政策としての色彩が濃いこともインドの認証制度の特徴である<sup>7</sup>。

<sup>5</sup> わが国では、経済産業省に設置されているJIS C（日本産業標準調査会）による審議を踏まえて、政府がJIS（日本産業規格）を制定する。インド同様、同規格への適合は原則として任意であるが、別の法令でJISへの適合と認証取得、認証を取得したことを示すマークの表示などが義務付けられることがある。例えば、ヘルメットや圧力鍋などは、消費生活製品安全法に従い、JISに適合し「PSC（Product, Safety, Consumer）マーク」を表示することが義務付けられている。同様に、多くのエレクトロニクス製品は、電気用品安全法に従い「PSE（「Product, Safety, Electrical appliance and Materials）マーク」を表示することが義務付けられている。

<sup>6</sup> 正式名称は、International Organization for Standardization。

<sup>7</sup> WTO（世界貿易機関）は、規制の導入・変更をWTOに事前に通知することを加盟国に義務付ける一方、基準から大幅に逸脱しない範囲で消費者保護や環境保全に必要な認証制度の導入を認めている。関税や輸入割当と比べると、認証制度がWTOルールに抵触するか否かの判断が難しいこともあり、各国は認証制度を産業政策の重要なツールとして運用している。

### 3. BISによる規制厳格化が製造業の発展を促すメカニズム

続いて、BIS規制の厳格化が製造業に与える影響を考察する。BISによる規制は、事業形態、資本形態、企業規模などに関わらず等しく課せられる。しかし、一般に、海外のみに工場を有する企業の認証取得コストはインド国内で生産活動を行う企業よりも大幅に高くなる。

この理由としては、①英語が公用語ではなく、かつインドの官僚主義や独特の風習に馴染みのない海外企業にとって、インド当局とのコミュニケーションは容易ではないこと、②現地当局との交渉窓口となる「AIR（認定インド代理人）」を選定しなければならないこと、その選定・サービス費用を負担しなければならないこと、③BIS規制への対応方法を熟知している専門家の数が限られるため、規制対応には時間が掛かること、④海外工場の検査においては、BIS職員の渡航費・宿泊費などの追加費用を負担する必要があること、⑤製品試験においても通常の手数料に加え、製品の輸送コストを負担しなければならないこと、などを指摘できる（図表6）。

これらの時間的・金銭的成本は、数年毎のライセンスの更新時に発生し、インド国外のみに工場を有する企業の負担は時間の経過とともに増大することになる。そのため、インド政府は、規制厳格化をきっかけに、海外企業が輸出を通じた事業展開から現地生産への切り替えを進め、貿易赤字の縮小や雇用創出などのプラス効果をインド経済にもたらすことを期待している。

**図表6：BIS認証に関わる地場企業と海外企業のコストの差**

項目	地場企業/インド国内に工場を有する海外企業	インド国外のみに工場を有する海外企業
適用される認証の枠組み	通常の枠組み	FMCS (Foreign Manufacturers Certification Scheme、外国製造業者認証スキーム)  (*) インド国外で製造を行う際に適用されるスキーム
当局とのコミュニケーションのハードル	低 (現地スタッフによる公用語でのコミュニケーションが可能。インドの官僚主義や独特の風習に対する深い理解あり)	高 (非英語圏の場合、各種提出書類の翻訳費用や当局との交渉時/工場検査時などの通訳費用が発生。言語や文化の違いに起因するミスコミュニケーションが生まれる可能性あり)
AIR (認定インド代理人)の任命に関するハードル	無 (任命不要)	高 (信頼できるパートナーの選定費用や、AIRサービスの手数料が発生)
規制概要の理解および規制対応能力	高 (規制対応経験のある企業・専門家が多く存在)	低 (BIS規制は複雑で解釈に曖昧さが残る一方、同規制に精通した専門家が限られており、規制対応には時間が必要)
工場検査に掛かる時間・費用	低 (通常の手数料・日当のみを負担)	高 (通常の手数料・日当に加え、BIS検査官の航空運賃、現地宿泊費などの負担義務発生。国内工場検査よりも長期間の日程が必要になるため、日程調査の難しさなどを理由に実施時期が遅れる可能性あり)
製品試験に掛かる時間・コスト	低 (通常の手数料のみを負担)	高 (通常の手数料に加え、インド国内のBISが認定した製品試験場への製品サンプル輸送コストが発生。海外企業が製造する製品の性能・安全性などを適切に評価できる試験場が限られる場合、実施時期が遅れる可能性あり)

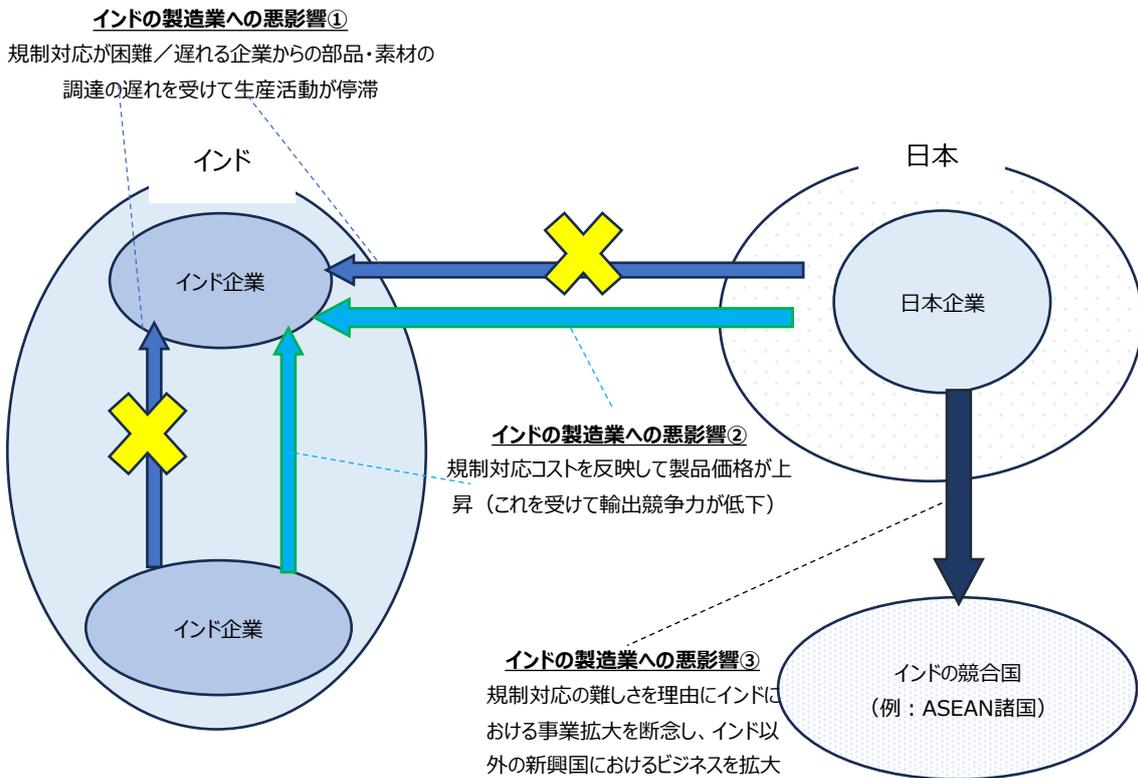
(資料) 日本総合研究所作成

#### 4. BIS 規制の過度な厳格化は、政府の思惑に反して製造業の発展を制約

政府がB I S規制の厳格化を進めるなか、自動車産業やエレクトロニクス産業では輸入から現地生産に切り替える動きが活発化した<sup>8</sup>。この経験を踏まえ、インド政府は、B I S規制の一段の厳格化により製造業の発展ペースを加速させようとしている<sup>9</sup>。しかし、規制厳格化は、以下3つの経路から、政府の思惑に反して製造業の発展を制約するリスクを抱えていることには留意が必要である（図表7）。

第1に、拙速な規制厳格化は、サプライチェーンの混乱を引き起こしかねない。一般に、企業がB I S規制に対応し認証を得るまでには半年前後の時間が必要と言われている<sup>10</sup>。しかし、認証取得の義務化対象品目数の増加に伴い、検査官一人当たりの業務量が増加するなか、認証手続きに想定よりも長い時間が掛かるケースが増えている。特に、海外工場の検査を伴う認証手続きの場合には、B I Sと検査を受ける企業のスケジューリングの難しさを理由に、より長い時間が必要になる公算が大きい。そのため、B I S認証の取得が遅れる企業からの部品や素材の供給が一時的にストップし、その悪影響が製造業全般に広がるリスクがある。

図表7：過度な規制厳格化がインドの製造業の発展を制約するリスク



（資料）日本総合研究所作成

このリスクが顕在化した例としては、最近の飲料業界向けのアルミ缶の供給不足を挙げられる。政府はアルミ缶の製造・販売に対するB I S認証の取得を2024年に義務化したのが、アルミ缶製造

<sup>8</sup> ただし、中国政治・経済を巡る不透明感の高まり、インドの底堅い内需、P L Iスキームを通じた補助金など、海外企業がインド進出を進めた要因は多岐にわたることに留意する必要がある。

<sup>9</sup> モディ政権の発足後、インドの製造業は様々な分野で発展したが、依然としてサービス業主導の経済成長が続いており、GDPに占める製造業の割合は低下傾向が続いている。また、若年層の失業問題、貿易赤字を中心とする経常赤字や中国への高い輸入依存度などを踏まえると、メイク・イン・インドは依然として道半ばである。これが、インド政府が製造業の発展ペースの一段の加速を目指す理由である。

<sup>10</sup> B I Sウェブサイトを参照。

企業の規制対応やB I Sによる認証手続きの遅れを理由に、国内でアルミ缶不足が深刻化している<sup>11</sup>。ビール業界では販売量の約2割に相当するアルミ缶が不足しており、業界団体が一時的にB I S規制を緩和することをインド政府に求めている<sup>12</sup>。また、部品に対するB I S規制を受けて2024～2025年にかけて一時エアコンや冷蔵庫の供給不足懸念が高まったことも注目を集めた<sup>13</sup>。

第2に、規制厳格化は、製品価格に上昇圧力をもたらす。仮に、各社がB I S規制に円滑に対応し、サプライチェーンの混乱が回避されたとしても、規制対応コストを反映した製品価格の引き上げは避けられない。認証手続きの事務的なコストとともに、規制に対応するための追加の設備投資が必要になる場合には、投資コストの一部が販売価格に転嫁されることになる。

規制厳格化が販売価格上昇につながった例としては、二輪車用ヘルメットを挙げられる。2010年代後半まで、ヘルメットの最低販売価格は500ルピーを下回っていたが、B I S認証の取得義務化に伴い安全基準を満たさない粗悪な製品が市場から淘汰されると、同製品の最低販売価格は約700ルピーに上昇した<sup>14</sup>。粗悪品の排除は、消費者保護の観点からは重要であるものの、過度な規制厳格化に伴う供給減少とそれに伴う価格上昇は、家計の実質購買力の減少を通じて消費を下押しするとともに、価格面の輸出競争力の低下といった経路から製造業の発展を制約する。

第3に、過度な規制厳格化は、規制対応が困難な企業に対してインド事業の縮小・撤退を迫る可能性がある。現在、輸出を通じてインドで事業を展開しているものの、取引量が限られる海外企業にとっては、規制対応を行うことで維持できる収益が規制対応コストを下回る可能性がある。その場合、規制対応コストの回収に向けて企業がインド事業の本格拡大に乗り出すといった展開も想定されるが、少なからぬ企業はインド事業から撤退し、ASEAN諸国などインド以外のアジア新興国における事業拡大に経営資源を集中することを検討するだろう<sup>15</sup>。

インド政府は中長期的に規制厳格化のプラス効果がマイナス効果を上回ると見ているが、①政府のシンクタンクであるNiti Aayogが、この程発表した政府向けの内部レポートで、B I S規制の見直しを提言したこと、②B I S規制を通じた輸入抑制の主たる対象であった中国との関係が改善傾向に向かいつつあること、などを踏まえて、政府は足元で規制厳格化に伴う悪影響に配慮する姿勢を強めている。2025年11月にMH I（重工業省）が機械製品のQCO（品質管理令）の施行時期の延期を発表するとともに、MoM（鉱山省）がアルミニウムやニッケルなどを含む鉱物のQCOを取り消すなど、B I S規制を見直す動きが出始めている。

ただし、輸入代替工業化を通じて「自立したインド」を実現したいという政府の目標に変わりはない。そのため、足元の動きは一時的なものにとどまり、企業の規制への対応能力や国内サプライチェーンへの影響を見定めながら、先行き再び規制厳格化に乗り出すと見ておく必要がある。従って、今後も、様々な規制が二転三転する可能性には留意が必要である<sup>16</sup>。

<sup>11</sup> B I Sの認証取得が免除される一部の製品の輸入に対して求められるNOC（Non-Objection Certificate：異議なし証明書）の発行の遅れも、金属製品の輸入の停滞の一因となっている。

<sup>12</sup> 2025年10月12日 Press Trust of India “Facing shortage of aluminium cans, beer industry seeks import relaxation”

<sup>13</sup> The Economic Times 2024年11月20日 India faces potential summer shortage of ACs, fridges due to BIS refusal of Chinese suppliers”

<sup>14</sup> 2020年12月3日 Rush Lane “Detel Launches India’s Cheapest BIS Helmet for Rs 699”。

<sup>15</sup> こうした動きは、インドの思惑に反して中国への依存度を高める方向に作用する可能性もある。2020年の中国との国境を巡る対立をきっかけに中国との関係が悪化して以降、インド政府は中国企業に対して特に厳格にB I S規制を適用した。これは、中国からの輸入抑制に一定程度つながったと考えられるが、同時に中国企業のB I S規制への対応経験と能力はともに過去5年間で大幅に向上したと考えられる。そのため、今後、厳格なB I S規制に中国企業がスムーズに対応する一方、それ以外の国が規制対応の難しさを理由に、インド事業の縮小・撤退を進める場合、輸入に占める中国の割合が一段と高まる可能性がある。

<sup>16</sup> このような先行きの規制に対する不確実性の高まりも、企業の投資姿勢の慎重化を通じて製造業の発展を制約する。



## 5. 日本に求められる対応

最後に、日本への含意を考察する。近年、日本企業はインドビジネスへの関心を俄かに高めているものの、インフラの未整備、複雑で不透明な制度の運用、競合他社との厳しい競争などを理由に、インド進出はまだ本格化していない。期待と実態の乖離を埋めていくには、インドが様々な分野でビジネス環境を改善させていく必要があるが、それとともに日本企業がインドの複雑な規制への対応能力を引き上げていくことも肝要である。

特に、大企業と比べてグローバル化に必要な経営資源が限られており、初期投資コストの高い直接投資を通じた事業展開よりも輸出を通じた事業展開を選好すると見込まれる中小企業にとって、BIS規制への対応能力の向上は極めて重要である。

日本は、以下の2つの取り組みを通じて、在印日系企業および今後のインド進出を検討する企業の規制対応能力を引き上げていくべきである（図表8）。

**図表8：日本のBIS規制に対する現在の対応と今後求められる取り組み**

分野	現在の主な取り組み	左記の取り組みを強化するために注力すべき分野／実施の可能性を検討すべき施策
BIS規制の概要や円滑な認証取得に関する情報共有体制の拡充	公的機関（JETRO、商工会議所、在インド日本大使館、駐日インド大使館）、認証取得の申請代行サービス／コンサルティング企業、各種メディアにおける制度に関する情報提供やセミナーの開催	規制および対応方法の詳細や成功事例／失敗事例に関する情報共有 （*）現在の情報提供は制度の大枠や流れに関するものが中心であり、詳細についてはBISや各省庁に問い合わせる必要あり
		製品設計、品質管理、工場運営に関する技術的なアドバイスを行える国内専門家の育成、日本に常駐するBIS規制に精通したインド人コンサルタントの増加 （*）現在の認証取得支援機関のサポートは事務代行が中心で技術面のアドバイスを行える専門家は限定的
		BIS規制の概要・認証取得に関する情報収集・提供体制への生成AI（人工知能）の活用
認証プロセスの簡素化や適切な時期の導入に関するインド政府への働きかけ	日印政府間の交渉、政府系機関／商工会議所などによるインド政府への建議書の提出を通じた、BIS規制に関する意見の申し入れ（透明性の確保、制度変更時の十分な準備期間の確保など）	日本のJIS（日本産業規格）やISO（国際標準化機構）の検査・認証機関によるBIS検査の代替や、オンラインツールを活用したりリモート監査の実施
		二国間の製品規格が近い一部の分野／製品について、JIS制度とBIS制度の間で認証結果を認め合うMRA（相互承認協定）の締結に関する議論
		QCO（品質管理命令）の発表から施行までの最低猶予期間の法制化を通じた規制対応時間の確保
		QCOの対象品目とGST（財・サービス税）の対象品目の分類コードであるHSNコードや、国際貿易の商品分類コードであるHSコードとの紐づけを通じた、規制対象品目の明確化
		AIR（インド国内の認定代理人）に課されている、曖昧で広範な法的責任の明確化、AIRを通じてBISに提出する書類のデジタル化 （*）一部の書類は依然として紙媒体での提出が必要

（資料）日本総合研究所作成

第1に、B I S規制の概要や円滑な認証取得に関する情報共有体制の強化と、それを通じた規制対応力の引き上げである。近年、インドビジネスに関わるセミナーやインドに特化した情報媒体などで、B I S規制への言及は俄かに増えている。しかし、新聞、雑誌、テレビ、ソーシャルメディアなど、多くの人が目にする訴求力の高い媒体でB I S規制について言及する機会は限られており、その結果、同制度の認知度はまだ低い。今後、様々なチャネルを通じて、積極的に同規制に関する情報を発信していくことが求められる。

また、より詳細な情報の提供も重要である。現在、公的機関やコンサルティング企業などのウェブサイトで公開されている情報は、B I S規制の概要、B I Sウェブサイトからの情報の入手の仕方、認証までの手続きの流れなど、大枠に関するものが中心である。より詳細な内容については、B I SおよびQ C Oを発行する各省庁のウェブサイトを確認するとともに、必要に応じて当局に問い合わせる必要があるが、これらの作業には相応の時間が必要になる。B I S規制への企業対応の成功事例や失敗事例などを含め、詳細な情報に容易にアクセスできる環境を整備することは、日本企業の円滑な規制対応にとって重要である。

B I S規制が厳格化するなか、日本語で認証取得の支援サービスを提供する企業も増えているが、こちらについてもまだ課題が残されている。例えば、製品設計、品質管理、工場運営などに関する技術的なアドバイスを提供できる人材が限られていることを理由に、支援サービスの範囲が事務面に限られがちである。支援サービスの提供可能な領域を広げていくためには、日本に常駐するB I S規制に精通したインド人コンサルタントを増やしていくことなどが検討される<sup>17</sup>。

様々な分野で生成A I（人工知能）の活用が進むなか、B I S規制への対応を進める上で重要となる情報収集、整理、翻訳などのプロセスにA Iを活用していくことも重要になっていくだろう。

第2に、様々なルートを通じた、インド政府へのB I S規制の適切な運用への働きかけである。これまでも、日本は日印政府間の会合や商工会議所による建議書の提出などを通じて、規制内容の明確化、認証プロセスの簡素化、国際標準規格との整合性向上、適切な時期の導入などの要望をインド側に伝えてきたが、今後もこれらをインド政府に粘り強く働きかけていくことが求められる。

特に重要な論点としては、①一部の分野・製品における、日本国内のJ I S（日本産業規格）やI S O（国際標準化機構）規格の検査・認証機関によるB I S検査の代行や、それを可能にするためのM R A（相互承認協定）の検討、②オンラインツールを活用したリモート監査の実施、③Q C Oを発表してから施行までの最低猶予期間の法制化を通じた規制対応時間の確保、④Q C Oの対象品目と国際貿易の商品分類コードであるH Sコードとの紐づけを通じた、規制対象品目の明確化、④B I Sの認証プロセスの一段のデジタル化、などが挙げられる。

これらの取り組みは、粗悪な製品の流入防止、サプライチェーンの混乱回避などのメリットをインドにもたらすとともに、規制対応コストや不確実性の低下などを通じて、日本企業のインドビジネスの拡大を促すため、日印双方にとってプラス効果の大きい取り組みである。

インド政府が実利を重視して経済外交を展開していることを踏まえると、インド政府との協議に際しては、単に日本側の要望を伝えるのではなく、適切な規制運用がインドにとっていかに有益であるかを、明確に伝えていくことができるか否かが交渉進展のガキを握ることになる。

以上

<sup>17</sup> これらの対応が進まない場合、認証取得までに想定外の時間が掛かり、その結果、支援サービス費用が高額になることになる。

### <参考文献>

- 熊谷章太郎[2021]「メイク・イン・インドゥアの新展開とその「落とし穴」」日本総合研究所作成『RIM 環太平洋ビジネス情報』Vol. 21, No. 82  
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/rim/pdf/12815.pdf>
- 熊谷章太郎[2024]「「メイク・イン・インドゥア」10年間の評価」日本総合研究所作成『リサーチ・フォーカス』No. 2024-028  
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/15202.pdf>
- 日本貿易振興機構（ジェトロ）[2024]「Q&A方式で把握するインド標準規格（BIS）強制認証の制度概要と対応策」  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/02/2024/16de2691aef2a465/202402.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2024/16de2691aef2a465/202402.pdf)